

平成 28 年 11 月

関係事業者のみなさまへ

ストレスチェックの実施及びその報告について

改正労働安全衛生法に基づき新たに創設されたストレスチェック制度（平成 27 年 12 月 1 日施行）により、常時使用する労働者が 50 人以上の事業場においては、1 年以内ごとに 1 回のストレスチェックの実施が義務付けられています。

本年にあっては、制度施行から 1 年となる 11 月 30 日（以下「実施期限」という。）までに、初回のストレスチェックを実施することが必要となりますので、実施期限までにストレスチェックを実施していただきますよう、お願いいたします。

ストレスチェックの実施の仕方がわからない等の場合には、パンフレット（「[ストレスチェックをどのように実施すれば良いかお悩みの事業者の方へ](#)」）の各種支援ツールにより、簡便に実施いただくことができますので、ご活用ください。

ストレスチェックの実施結果の報告については、所管の労働基準監督署に提出してください。

照会先
長崎労働局労働基準部健康安全課
〒850 - 0033 長崎県長崎市万才町7 - 1
住友生命長崎ビル6F
電話 095 - 801 - 0032（直通）